

平成26年8月22日

債権者各位

大阪市北区中之島2丁目2番2号  
大阪中之島ビル8階 小松法律特許事務所  
破産者 株式会社クラヴィス  
破産管財人 弁護士 小松陽一郎

## ご 連 絡

冠省 破産者株式会社クラヴィス(大阪地方裁判所平成24年(フ)第3650号)の破産管財業務にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本破産手続では、これまで破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間が定められず、破産債権届出書の発送が留保されておりましたところ、今般、本破産手続で配当を実施できる見込みとなりましたことから、大阪地方裁判所より破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間が定められ、債権者の皆様に対し、破産債権届出書が発送される運びとなりましたので、ご連絡申し上げます(但し、現時点における配当率の見込みは、1%未満であり、配当の時期は未定です。)

なお、本破産手続では、破産管財人において、過去の取引履歴に基づき利息制限法による引直し計算を実施しております。その結果、破産者株式会社クラヴィスに対して過払金を有すると判明した債権者の皆様については、破産管財人が計算した過払金額を記載した破産債権届出書が発送されております。お取引口座が複数に及ぶ方についてはお取引口座ごとに破産債権届出書が複数到着する場合があります。膨大な数の破産債権届出書を送付するにあたり破産財団との関係等から、引き直し計算書の同封は差し控えることといたしました。

添付の「破産債権届出手順」、「破産債権届出手順Q&A」、「記載例」、「破産債権確定までの流れ」をご参考に、破産債権届出書を記載・修正の上、債権届出期間の末日である平成26年11月28日(金)までに、同封の返信用封筒にて破産債権届出書の提出をお願いいたします。

なお、支払日が未定のため金額の定まらない破産手続開始決定日以降の利息、損害金について債権届出があった場合には、当職は異議を述べますので、あらかじめご了承ください。

本破産手続の状況、債権者の皆様からのご質問に対する回答につきましては、今後とも破産管財人室ホームページ(ホームページURL：<http://www.clavis-kanzai.jp/>)に掲載して債権者の皆様への情報提供に努めて参りますので、ご確認を頂きたくよろしくお願い申し上げます。

草々

※ この書面は、裁判所作成の正式書面ではありませんが、裁判所のご了解のもと、破産管財人が作成し、同封させて頂くものです。